

平成 26 年 1 月 28 日 開会
平成 26 年 1 月 28 日 閉会
(臨時第 1 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 4 3 号

平成 26 年第 1 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 26 年 1 月 24 日

大山町長 森田 増範

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 平成 26 年 1 月 28 日 (火) 午後 2 時 30 分 |
| 2 | 場 所 | 大山町役場議場 |
| 3 | 付議事件 | 1) 議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 2) 議案第 2 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う水道関係条例の整備に関する条例の制定について 3) 議案第 3 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について 4) 議案第 4 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例について 5) 議案第 5 号 物品購入契約の締結について (大山町事務用パソコン) 6) 議案第 6 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号) |

○開会日に応招した議員

| | |
|-----------|-----------|
| 加 藤 紀 之 | 大 原 広 巳 |
| 大 杖 正 彦 | 圓 岡 伸 夫 |
| 遠 藤 幸 子 | 米 本 隆 記 |
| 大 森 正 治 | 杉 谷 洋 一 |
| 野 口 昌 作 | 近 藤 大 介 |
| 西 尾 寿 博 | 吉 原 美 智 恵 |
| 岩 井 美 保 子 | 岡 田 聰 |
| 西 山 富 三 郎 | 野 口 俊 明 |

○応招しなかった議員

なし

第 1 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 26 年 1 月 28 日（火曜日）

議 事 日 程

平成 26 年 1 月 28 日 午後 2 時 32 分開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 2 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う水道関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 3 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5 号 物品購入契約の締結について（大山町事務用パソコン）

日程第 8 議案第 6 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 加 藤 紀 之 | 2 番 大 原 広 巳 |
| 3 番 大 杖 正 彦 | 4 番 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 圓 岡 伸 夫 | 6 番 米 本 隆 記 |
| 7 番 大 森 正 治 | 8 番 杉 谷 洋 一 |
| 9 番 野 口 昌 作 | 10 番 近 藤 大 介 |
| 11 番 西 尾 寿 博 | 12 番 吉 原 美 智 恵 |
| 13 番 岩 井 美 保 子 | 14 番 岡 田 聰 |
| 15 番 西 山 富 三 郎 | 16 番 野 口 俊 明 |

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠
総務課長 …………… 酒 嶋 宏 社会教育課長 …………… 手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘
建設課長 …………… 野 坂 友 晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長 …………… 山 下 一 郎
水道課長 …………… 白 石 貴 和 観光商工課長 …………… 福 留 弘 明
住民生活課長 …………… 森 田 典 子

午後 2 時 32 分 開会

○局長(小谷 正寿君) 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長(野口 俊明君) 遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。町民の皆さん、議員の皆さん、執行部の皆さん、今年もよろしくお願いいたします。ただいまの出席議員は、16 人です。

定足数に達していますので、平成 26 年第 1 回大山町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(野口 俊明君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、15 番 西山 富三郎君、1 番 加藤 紀之君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 3、議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 改めまして明けましておめでとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

それではご上程いただきました議案第 1 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本町の条例で定める使用料等について相応の改定を行うものでございます。

主な内容といたしましては、条例で定める使用料等について消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございまして、改定する額の算出についての基本的な考え方は、現行料金を 1.05 で割戻した金額に 1.08 を乗じ、一部例外がございますが、算出された金額から 10 円未満を切り捨てた料金といたしているところであります。

対象条例は大山町公共建物一時使用条例ほか 21 条例でございます。

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものといたしているものでございます。

以上で議案第 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） この改正でですね、一番わかりやすいのは 2 ページになりますが、はぐったところのページの中でですね、改正になる部分と改正を全然手が付けてない部分がございます。使用料についてですね、これは全部消費税というものの 8%を考慮しなければ町長の今説明の中ではそれを考慮して、するということだったので

すが、どういうことでやられない部分があるのかお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 御質問にお答えいたします。先ほど町長のほうが提案理由の説明で述べましたように、10円未満を切り捨てるという形を基本的な考え方としておりますので計算した場合変わらない金額が出ます。その変わらないものについては今回改正をしていないということでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 先ほどの答弁に、一部重複する部分があるかと思っておりますけれども、この議案を見ますと消費税などの税率改正に伴い上がる場所がある一方、小学校の屋内運動場など据え置きのところもあります。社会体育施設の高麗体育館では混合は料金据え置きですが、町外のみは値上になっています。

一方、このページの一番下にある高麗運動場は混合も町外も値上げになっています。照明使用料も施設によっては料金の値上げがある一方、据え置きの施設もありますけれどもこれらの違いは、そして基本的な料金改定の考えを改めてお聞きしたいと思っております。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） この今回の消費税に伴う使用料の改定に伴いましては、基本的には先ほど町長が述べましたように現行料金を1.05で割戻して1.08を乗じたものとするという形でやっておりますのが、その前にですね、今回消費税の値上げをするにあたってですね、現在の使用料の適否も判断してほしいというようなことを各課に検討材料として投げかけております。その中で上がってきたものでございまして、今回改定をしない分につきましては改定が必要ないという判断を担当課のほうでしたものと考えております。

○議長（野口 俊明君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 何点かお尋ねしたいと思っております。そもそも論みたいのところからちょっとお願ひしたいと思っておりますが、4月1日から消費税が上がると、あ

る種やむを得ない部分があるんですが、その中でですね、例えば水道料金なんかは消費税が上がるとその分、町も国に対して消費税を納める部分があるんですが、それはまた後のほうの条例でございまして、この1号議案の中は例えば会議室の利用料だとか、体育館の利用料、こういったものに関しては、消費税は課税されないというふうに私は理解しているんですけども、国の消費税が5%から8%に引き上げられたからといって、その分会議室の利用料増額した分を国に消費税として納めるということはないというふうに思ってるんですが、それを今回料金改定として値上げしなければならない理由は何なのか。これがまず1点目の質問でございまして。あわせてもしその引上げしなければならないことに関して国のほうからなにか法律的に使用料、利用料については消費税と同様に引き上げなさいというなにか通達でも出ているのであれば、ご教示いただきたいと思っております。

次にですね、とりあえずそれ。あっ、もうひとつ、この議案第1号でですね、金額の改定をいたします。説明の中でなかには引き上げしないものもあるということでございしましたが結局5%から8%への引き上げ相当分としてですね、この条例改正によって手数料・利用料の収入がいったい年度換算でどのぐらい収入として増えるものなのか試算がありましたら合わせて回答をお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず、今回消費税アップに伴って使用料を上げる必要性ということですが、町は直接消費税を納める事業者でございせんけれども、町が事業を進めていくなかでいろいろな部分で消費税を支払っていくということもございまして、

それから、通達等あるのかということですが、国のほうからは使用料等について適切な転嫁をするようにというような文書がまいております。ちょっと番号等はおぼえておりませんが、それからどの程度の影響があるかということですが、先ほど提案しております条例の中にも料金が上がったり、いろいろございまして、どの程度の影響があるかというところまでは試算しておりません。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 国のほうとしては適切にその国民・民間事業者から消費税を納めていただく必要があるということだと思っておりますので、行政にあっても必要があれば適切な転嫁をしないさいというのは当然の通達だと思っております。

例えばですね、学校関係の料金の改定でですね、体育館の照明の使用料なんていうのがあります。これまでは1時間420円だったのが430円に10円引き上げられると。これは中学校の体育館ですけれどもおそらく何で使用料を取るかというと、これは電気代

でございます。ほとんどが電気代を賄うために料金を設定していると。電気代で消費税が上がりれば当然それは町が支払うコストも増えるわけですから、その分を利用者のほうに負担していただくということで消費税相当分を使用料として引き上げると、これは適当なことだと思います。まさにそうすべき内容だと思います。しかしですね、グラウンド、グラウンドについてはもうこれは施設を作った時にほぼ必要なコストはすべて支払ったものでございまして、例えば草刈だとかなんかに様々な費用がかかったりするかもしれませんが、グラウンドを整備するコストというのはの大半は、もうすでに作った時点で終わっているということなわけですから、これについても今回 520 円から 540 円で 20 円上がるわけですが、これについては私は料金引き上げの妥当性がないのではないかとこのように考えるわけですが、そのあたりについて、これはあくまでその教育委員会のグラウンドを例に引き上げただけです。総務課長のほうでご答弁いただきたい、とその辺の理屈についてですね。料金設定のコストがそれほど変わっていないのに料金が引き上げられるのはなぜかということの答弁をいただきたいのが 1 点目、それをすいませんご答弁お願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ご質問にお答えいたします。グラウンドにつきましてはですね、確かに整備のお金、すいません、当初整備の費用っていうのはかからないと思いますが、近藤議員が言われましたとおり草刈等々いろいろな経費がかかりますので、そういうことも考えましてグラウンドの使用につきましても消費税を上げるというような形で考えております。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） さっきも言いましたように、例えば照明とかだと、コスト計算の大半が電気代ということですから、消費税が上がる分、その分を転嫁すればいいというのは非常にわかりやすい話なんですけれども、グラウンドの草刈費用だけを賄うために施設のグラウンドの使用料を取っているわけではないですよ。グラウンドばかりの話ではありません。例えば会議室の利用にしたってそうです。会議室の利用の料金はすべて電気代だったりとかにあてられるわけではありませんし、ましてや人件費などには直接関係のないものだと思います。非常に乱暴な引き上げの仕方、様々なコスト計算をしたことによって消費税引き上げ分が例えばグラウンドの維持管理には何万円、何十万円負担がかかるからそれを賄うために利用料金はいくりに設定したらいいのかということでの議論ならわかるんですけれども、5%から8%に一律に割ったりかけたりして設定するというのは少し設定の仕方が乱暴だんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい、ご質問にお答えします。近藤議員が言われるとおり個々、細かいものを検討していけば、若干言われるような部分もあるとは思いますが、人件費等々いろいろ消費税がかかってまいります。今回、一般会計 26 年度の予算を計上するうえでも消費税を加味した中で予算額がかなり膨らんでおる状況でございますので、全体個々なかなか細かい点までは見ることは難しいという状況の中で、今回は同一の基準で消費税の上昇分を加味するというような形にさせていただいたところでございます。
- 議長（野口 俊明君） 他に質疑は。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。
- 議長（野口 俊明君） 6 番 米本 隆記君。
- 議員（6 番 米本 隆記君） この議案第 1 号ですけれども、この中身見ますと先ほどもあったんですが、説明の中でも 10 円単位に切り上げと
- 議長（野口 俊明君） 米本議員、マイクの。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 10 円単位にすると切り捨てですかいね。するということでしたけれども、ところが中身です、金額的にその切り捨てになっているところと、実際には金額的に変わらないところが実際出てきております。と言いますのが、小学校の運動場これ 2 ページって言いますか、第 2 条になるんですけれどもこれ見比べていただきますと右、左、改正後、改正前同じ金額というふうになります。切り捨てればそうなるかもわかりませんが、実際になんかこういうことだと町民の皆さんにはわかりにくいと私は思います。やはり各課に流して必要なものは上げるということをやっておられると思うんですけども、その辺がきちとした統一的なところでないとなかなかそれが理解してもらえないでないかというふうに考えるんですがそれについてはどうでしょうか。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。テレビ等でもいろいろ議論されていると思いますが、消費税を上げる場合ですね、きちんと 10 円単位になるかどうかというのは、小さい金額の場合は難しいところがございます。先ほど町長の提案理由の中でも例外もあるということをおっしゃっておりますのはその部分でございますが、基本的には 10 円単位にしたいとは思っておりましたが、数が出るものにつきましては 5 円の分もありますし、少額なものについては 1 円単位を残したところもございます。その統一感というのは若干ないということもございますけれども、どうしてもその切り捨ててしまうとですね、今後も消費税が変わっても転嫁できないということになりますので、そうする場合転嫁しようと思えば 1 円単位にしないと難しいということ

になります。そうなりますと住民のほうも支払われるときに煩雑になるだろうということで、今回はできるだけ 10 円単位にしようというような形でやりましたのでご理解いただけたらというふうに考えております。

○議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。

○議長（野口 俊明君） 米本 隆記君。

○議員（6 番 米本 隆記君） これは先のことでどうなるかわからないですが、いろいろと 4 月以降一年半後にはまた 10%に上がるというふうになると予想されております。といいますのは私が言いたいのは、この金額で決めてしまってまたこの金額で計算をすると 10%に例えば上がった時にですね、その消費税分が丸々おなじことでいくと、私そういう考えを持つとるんですが、ですから今計算上こうですよと、ということでやらないとおかしくなるんじゃないかというふうに思っておりまして、その辺についてのことなんですけど再度お願いいたしたいと思っております。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 御質問にお答えいたします。米本議員が言われましたことは、こちらも考えていまして今回設定するに当たりまして、基本となる料金、料金というのですか、ベースとなる料金というものを一応算出しております。それを持ちまして今後 8%が 10%になった場合についてはそれをベースに変えていくということで考えております。そうしないと常に 10 円切り捨てたものをベースにしますと料金設定がおかしいことになっていきますので、それはこちらのほうも考えて対応しております。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 先ほど近藤議員とダブる面があるんですけども、1 点目は今のこの公共料金、いわゆる施設等への公共料金への消費税の転嫁ということですけども、消費税法にどうもよりますと、この分は国に納入しなくてもいいというふうになっているんですけども、それはそうなんだろうね。納入していないということを確認したいと思っておりますが、その部分でなくてどうも先ほど近藤議員の質問の回答によりますと維持経費分の消費税を転嫁するんだということですけども、それがですね、どれくらいになるか年額で。3%維持管理費の消費税分ですね。試算してないということですけども、そういう試算もなしに課税をしようというふうに決定されたのか。どういう議論がその辺、あったのかですね、他の方法はなかったのか。つまり課税しなくても何とか見ようと、町のほうでそれは別の方法で見たいという議論はなかったのかお聞きしたいと思いますし、それからもう 1 点はまた今度来年の 10 月からはさらに 2%増税になるわけですけども、その際にもやはり同じように値上げをされる

考えなのでしょうか。2点お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） まず基本的なことについて私のほうからお答えをさせていただきます。消費税の8%、あるいは将来の10%、基本的な考え方として、国の消費税の増に合わせて町として取り組んでいくということを私のほうで指示をさせていただきました。以上です。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまのご質問の中で、試算ということですが、近藤議員は上げた場合の影響額ということで聞かれましたので試算しておりませんということでお答えいたしました。で、町のほうは事業者として直接消費税を国のほうに支払うということとはございませんが、下水とか水道は消費税を支払うという形になっておりますけれども、町のほうがですね、いろいろ購入したり電気を使ったりしますので、その消費税を支払うという分影響額はございます。ざっとした試算で、個々の下水とか水道とか除いた分ではございませんけれども全体的では例年ベースでいいますと約2億円程度消費税の影響が出るのではないかというふうな試算をしております。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 水道・下水道含めた国に納入する分も含めての今のおおざっぱな消費税3%増への影響というんでしょうかね、かかるのが2億円ぐらいということですが、やっぱりこれそれぞれの今ここに示された条例の改定の項目ごとにやはりそれはきちっと説明されなければならないと思うんですが、将来というかこの今でできないなら仕方がないですが、今できればしてください。できないならその辺はどうされるんでしょうか。説明責任があると思うんですが。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 個々のものについての一つずつの算出根拠というのはなかなか難しいと思いますけれども先ほど申しましたように、電気代もかかりますし、それから管理していただく方の人件費もあります。グランドにつきましても除草作業も入りますし、施設につきましても清掃作業等の委託もしております。そういうものについてすべて消費税がかかってまいりますので、どうしても若干の消費税分の支払いってのは生じます。そういうことを加味して今回使用料につきましても消費税を上げるという形で判断させていただいております。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） そういうね、やっぱり試算をすべきだと思うんですよ。3%といえどもあるいは額にすれば一つの項目にすれば 10 円とか 30 円の値上げになるんですけども、ちりも積もればなんとかで、相当な合計すれば負担にもなります。これすべて使用者、町民、町外の方もあるかもしれませんが、負担になるわけですから、その辺は国が 3%の増税したから、ただそれに従って増税するんだということではなくて、負担者側のことも考えたら、これだけの負担がある、それだったら他の方法があるな、上げなくてもいいじゃないかという方法も考えられるわけですよ。今、町長は首長としての権限があるとは思いますが、私の判断で引き上げることにしたということですが、全く部内ではこれからのこと町民に対するしわ寄せ等について本当に議論がなかったんでしょうか。再度確認したいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 消費税の件については、国のほうで施策として 8%の消費税ということで 4 月 1 日からスタートということでありまして。いろいろな自治体において、据え置いたり、あるいは 8%に準じて基本的に準じていくというような自治体間でのいろいろな違いはあろうと思っております。

本町におきましてはご承知のように平成 27 年度から交付税合併算定替え、そうしたものも始まってまいります。27 年度からは交付税が段階的に減じていくということがはっきりしております。国のそうした消費税の増ということに町としてもやはり足並みを合わせる方向の中で、対応していかなければならないというぐあいに考えるなかで、このたびの提案をさせていただいているというところでありますのでご理解を願いたいと存じます。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） よくわからないので教えていただきたい分と、もう 1 点はこれは考えられなかったのかなあという部分、2 点ちょっとお伺いします。

消費税については 8%ちゅうふうになるわけですけども、地方消費税という部分で地方に降りてくる税金がどれくらい 8%になった場合ですよ、どれくらい入っているか。それによったらですね、逆に言うと値上げせんでもやれたんじゃないのかなあと思ってみたりします。もう 1 点は無料という部分があります。これは私の考えですけども、間違ったらあとで教えていただきたいですけども、旧町の考え方で使用料を取らなという部分もあったと思うんですけども、これは消費税が上がってもいつまでたっても無料なわけですけども、これを例えばですよ、一律に全町同じような感覚で料金を取る

というような考えであれば逆に言うと上げんでもよかったかもしれんしなあというふうに思ったりもしますが、そういった議論はあったのかどうか。この2点お願いいたします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 今回の消費税に伴ってですね、地方消費税という配分もあったんじゃないかということですが、消費税アップに伴って地方交付税のほうですね、その町に入ってくる分減額されると、減額というか、税が入る分は交付税は減るというような算定方式になりますので、実際そうなるかどうかはいくら影響額が出るかというのはわかりませんが、町のほうは適切に反映した形というのは想定していると思います。それから、その地方消費税等につきましては福祉にあてるとということで、基本的には充当する項目が決まっているという形です。実際はお金ですのでわかりませんが、今日もちょうどメールが入っておりまして、その辺が明らかになるというようななんて言うんですかね、財政的な整理をなさいたいというような通達ができております。それから無料についての検討ということですが、今回そこまでは検討してないのでないかと思っておりますので次の検討、10%になりますのでそういう時には無料が適切かどうかということもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） なんかおかしげな話だと思いますけども、料金設定もよく見ると520円であったり、30円とついてみたりいろいろあるわけですが、8%と言いつつ実は赤字部分があるでしょうという話なんだろうけども、もともとサービスの要素の強い公共施設ですから、当然町としては持ち出し部分が多いのではないかとこのように察せられるわけですが、それにあたってですね、じゃあ210円、520円とかいろいろ料金設定がしてありますけれども話を聞くと8%程度になってますけれども、これって実は200円でもいいじゃないのと、私は逆に言ったら思ったりもします。

あるいは240円だったのを250円にしてもいいじゃないかと、私はもうはっきりそういった形でサービスの中で町が考えていかないけんということは、逆に言うと使い勝手のいい料金設定が根底にないと、ただ単に8%というようなことではおかしいな、逆に言うと無料でもいいというところもあったかも知らんし、無料を全然考えないということじゃなくてここは無料にしてもいいじゃないのとかね、そういったことが根底にないと全然料金の中の中身が見えてこん。ただ8%、8%上げますというようなことではお金の意味が全然分からないという、今までだったら多分、もともとの料金設定というのは、いい加減と言っちゃあいけんですけど、これぐらいだったら利用しやすいのではないかと

というようなことで多分つけていると思うんですよ。そのようなことは考えなかったかということ、もう1回ちょっとお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。当初、西尾議員おっしゃるとおり、施設の利用料金の全般的な見直しも含めて検討してほしいというような指示も出しましたが、この料金のもともとの設定が9年前の合併のときに合併協議会のほうで個々の施設の料金を決めていただいたということがございます。ばらばらなようですけれども3町のそれぞれの施設の料金設定を見ながら基本的には全項目審査していただいたという形で決まっておるとい経過がございます。それをまた再度同じような施設と言ってみ直すということになるとかなりの時間がかかりますので、今回はベースとしては今のものをベースとして見直しをさせていただいたという形になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（11番 西山 富三郎君） 消費税は納税者は払わないけんですよ。納税者でない者は払わなくてもいいと思うわけですね。先ほどからいろいろと質問が出てますけれども、納税者だから払うべきものと納税者でないと区分けしているような議論、そういうことはあるんですか。大山町の事務の中で。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまの御質問ですけれども、町のほうで一般的にやる事務につきましては消費税を納めるということはしておりません。業者のほうに払うということはございますが。ただ、先ほど申しましたように水道とか下水では、事業としてやっている分につきましては消費税を納めるという形の事業もございます。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 西山 富三郎君。

○議員（11番 西山 富三郎君） 先ほど何名かの方が言われたものとけいりゅうは同じなんですけれども、これにはかけていい、これにはかけなくてもいいというふうなことがわからないわけです。私どもちには今までの説明では、その辺が具体的に執行部の皆さんでお話しなされていますか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） ただいまご質問ですけれども、先ほどから議論しております、今回使用料等についてですね、消費税の転嫁ということ国を国のほうも言っております。

ますので、これに挙げておりますような使用料については消費税分を加味したものに変わるようにというふうな形になっております。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 岩井 美保子君。

○議員（13番 岩井 美保子君） 名和トレーニングセンターの中にあります加工施設のことについて質問をさせていただきます。確認です。ただいま現在ではポン菓子とか、真空包装という機械は置いてありませんと思いますが、ここに挙げてあります以上、4月1日までにこの二つの器具を置いていただくことができるのでしょうか。

○社会教育課長（手嶋 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 手嶋社会教育課長。

○総務課長（手嶋千津夫君） 岩井議員ご指摘ありましたように実際にはないものの料金が載っているということでございますけども、導入をまた改めてしてそこでまた再度のお願いをするという格好になるよりは導入の可能性も残しているということでとらえてもらったらというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（13番 岩井 美保子君） はい。

○議長（野口 俊明君） 岩井 美保子君。

○議員（13番 岩井 美保子君） それでは期待を持っていいわけですよ。と言いますのは4月1日から消費税ということでここに挙げてあるんですよ。そうしますとみんなは今までポン菓子なんかは民間の方にお願ひして作っておりましたですけど、そういうことなくして加工所でできるということになります。いや、ごめんなさい。

○社会教育課長（手嶋 千津夫君） 議長、社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 社会教育課長。

○総務課長（手嶋千津夫君） 導入するということですよと言われました。実は今現在もこの条例はこの改正前で生きとります。そして導入後にどうするかということが今だと思っております。今もないんですけど4月1日からあるんだよという形には今のところ考えておりません。ということでよろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番はもうできません。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。反対討論。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。再度、ないわけですか。

○議員（10番 近藤 大介君） 反対討論 10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 原案に反対の討論をいたします。この後2号議案、3号議案で水道料金あるいは下水道料金の消費税増税に伴う引き上げの議案が出てきます。それらについては町は事業者として消費税を納める事業者ですから国の法改正に伴って税金をたくさん納めなければならない。それに伴って料金を増やすと、引き上げるというのは全く筋の通った話でございますが、今上程されております議案に関しては一般会計で総務課長も説明されたように町は消費税を納める立場にはありません。そういった中で質疑の中でもしましたが、例えば施設の照明利用料など電気代に係る消費税が上がるからそれに伴って使用料も引き上げることについての引き上げは全く妥当なものです。ほとんどの引き上げについてはそういった妥当性があいまいなものが多いように感じます。もちろん、消費税増税に伴って町の負担が確実に増えるわけですが、それは一律に使用料の5%から8%への引き上げでということでは賄っていいものかどうなのか。説明の中ではこれから先交付税が減っていくので、それに対してその財源を確保しなければならないという説明もありましたが、それは実は別の議論でありまして、今必要な事業、それから必要性が少なくなってきた事業、それらを精査する中で事業費の削減であったり、あるいは妥当な使用料・利用料の設定ということで個別に検討すべきものであって、消費税が5%から8%に引き上げる。よしよしこれに合わせて料金引き上げようというのは実はこれはいわゆる便乗値上げにほかならないものだと思います。

当然、必要な経費については賄わなければなりません。それらについてはやはり行財政改革の中できちんと事業の必要性を見直すということで妥当な料金を判断し、設定すべきだと私は考えますので、一律の値上げに反対するということで本条例には反対します。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3番 大杖 正彦君） 3番。

○議長（野口 俊明君） 3番 大杖 正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 私は今回の施設の利用料、消費税に伴う値上げに賛成の立場で論じます。すべての施設はやはり利用者が気持ちよく常にいいコンディションで使われるのがこれは普通であります。当然こうしたいい状態に保つには清掃から含めてそれなりの経費が必要だと思われ。したがって国の制定された法律に伴い、それに乗じた額の値上げはやむを得ないという観点から、賛成いたします。

皆さんもその利用者の施設に対する利用するときの気持ち、いかに気持ちよくいい条件、けがの防止にもつながります。そういったことも考えていただいて判断をよろしくをお願いします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） 7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 私はこの条例に反対の立場で討論をしたいと思いますが、先ほどの質疑の中でもいろいろ明らかになってきたことがあるんですけども、そもそも、基本的にですね、私はこういう施設等の公共施設等の料金には消費税は転嫁しないということが住民にとって必要であろうというふうに考えます。それはですね、こういうふうな形で次々と負担が住民にかかってきております。合併してから公共施設の料金がかかってきたわけですが、それまでは施設の料金はなかったですよ。それが合併してからそれすべて財政難だということを理由に町民の皆さんに申し訳ないけども負担を願いますということで料金を取ってきているわけですが、こういう形で消費税が上がるとにまた更にプラスしていくということ。町民感覚から見ればどこまで負担をさせたらいいんだと。いったいこれが自治体の役割かという思いになられると思います。私もそういう思いがするわけです。特にこの中には個別なことを言いますが、毎日使用のごみ袋の値上げも含まれているわけですが、こういうところまで町民の皆さんに更なる負担増を求めるといことはやはり、自治体の本質であります住民の福祉向上、住民の暮らしを守るという立場にある自治体としまして、すべきではないというふうに私は考えます。そういう点からこのたびの消費税 3%増税に伴う条例改正には反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長、12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） ただいま反対討論がありました。私たち主婦もですね、ほんとに消費税が上がることは悩みの種であります。けれども私たちこの大山町の行財政についても消費税が上がるということは、悩みの種であります。公共料金というものは、公共の建物を修繕したりそういうときにも役に立つものであります。私たちが日ごろ使っている体育館など、またグラウンド、全部修繕が起こってきます。そのときにですね工事費として出した場合にはやはり消費税 8%かかってきます。またごみ袋もですね、ごみの焼却場にたくさん修理費がかかっております。その点についても私達は、自分達のごみを出すという観点からなるべくごみを減量する、そういう意識のほうに持っていけないといけないと思っています。ですので 27年度から合併特例債もなくなりまして、大山町の行財政は私たち町民も痛みを分かち合う、そういう気持ちで一人グラウンドについては 30円上がったり、体育館に 20円上がったりいたします。ちりも積もれば山となる、影響は 2億円というふうに総務課長も言うておりました。ですので私たち一人一人が少しずつの積み重ねで大山町の行財政を支えていく、そういう観点も必要かと思っております。以上で賛成討論を終わります。

- 議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。
- 議長（野口 俊明君） 次に反対討論を許します。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。
- 議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 私はこの消費税 8%を転嫁するこの条例の改正につきましてですね、単純に私は何事にも 8%という増税、いわゆる消費税分が増税になるんだということから単純に全科目にですね、かけながら、そして住民にもなぜ上がるんだ、消費税分が上がったんだ、そうすればきちっと説明がつくわけですが、それがこの項目は上がっていない、この項目は上がっているというようなことではですね非常に問題があるのではないかと思います。特に照明使用料なんかはですね、これは電気代を払っていき、これは使用者って、町はですね電気代を払わなければいけません。そういうのもですね値上げをせずに、消費税を転嫁しないという形、それから学校教室の使用料なんかは消費税の転嫁をするということは、これは行政の考え方として少しおかしいでないかというぐあいにも思ったりするわけですが、やっぱりほんとに単純にですね消費税分を転嫁したんだと、そして特にですね国のほうに払っていかなければいけないこの部分についてはやっぱり嚴重にやっつけていかなければいけないというぐあいにも思ったりします。それでですね、そういうやり方の中で次は今度目 8%が 10%になるということが言われておりますけれども、その計算のときはまたその時だかもしれませんけれども、今の計算方法を見ていますともう消費税が転嫁されたというぐあいにとらえなければいけないわけですから、そんな時もまたこのような計算をしますと照明料なんかにも消費税は転嫁されていかないというような状況になってきてですね、それこそ町がですね財政再建、財政再建と言いながらも少しその辺をもうちょっと注意していかなければいけないかと、額にしては少額だかもしれませんけれども考え方としておかしいでないかということですね、私は消費税をこの条例によりますところの消費税の転嫁は認めますけれども、内容についてですね少しおかしいという考え方で反対の討論をさせていただきました。
- 議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
- 議員（1 番 加藤 紀之君） 議長、1 番。
- 議長（野口 俊明君） 1 番 加藤 紀之君。
- 議員（1 番 加藤 紀之君） 先ほど野口昌作議員がですね、照明使用料の話をされましたけれども、私、質疑聞いているかぎりですね、これ 10%に上がった暁にはですね、うまく修正されていくものだととらえて聞いておりました。で、ですね、そのことも前提におきながらですね、その他のことにもですけれども、納める立場にないなどという話がありましたけれども、電気料金なんかは民間の業者に払っていかなくてはいけなく

てその分の負担は増えます。その負担が増える部分をですね、実質的に、すいません、民間業者に支払う維持管理費なんかを考えずに今回の条例を反対すればですね、実質的にはその施設を利用をしない住民さんの負担が増える。そういうことにつながるんじゃないかなというふうに思っております。ですので今回適正に、今回というか次回 10%に上がった時に適正に処理されるであろうということを、そういうふうにとらえましたので私は賛成したいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この条例に反対します。私は消費税の増税には反対ですが、反面仕方がないと思っています。しかし、今回の消費税による負担増 8 兆円のうち 5 兆円が大企業の法人税の減税のために使われるのには納得ができません。そもそもこの消費税は来たるべき高齢化社会のためにといわれて導入されました。しかしどうでしょうか、繰り返し大企業の法人税の減税のために使われてきました。過去には枯れ木に水をやってもいけないと言われた政治家もおられましたけれども、今を作ってこられたのは先人達です。大企業の法人税の減税のために使うのではなく、これらの人が今後の介護や福祉などの充実にそして生活の不安をなくすためにこそ使うべきだと述べ、この条例に反対します。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 8 番。

○議長（野口 俊明君） 8 番 杉谷 洋一君。

○議員（8 番 杉谷 洋一君） 杉谷です。先ほどからみなさんの色々なご意見、貴重に受け止めました。ただですね日本もどうでしょうか。8%というのはですね、国民的な理解も相当深まっています。先ほど吉原議員、あるいは加藤議員あたりもですね、じゃあ、それを大山町がこれを請け負ったらどうなんでしょうか。いろいろな交付税等も今だんだんと下がっています。先ほど私ひとつ感心したのは、加藤議員、じゃあ、この使わん人は体育館も何にも使わん人は税金ぐらいは受益者負担でいいじゃないかなと、賛成です。で、まあこれもただこれで終わりというわけじゃないです。国も 10%云々もあります。ですから次回ですね 1 年後、あるいはもうちょっと石破幹事長あたり、もうちょっと延ばすかわからんというのはあるんですけど、そういうところでもう一回きちんとやればですね、ここでどうだこうだか、ああだこうだというのはですね、どうかなというふうに私は思います。以上です。皆さん、ぜひ賛成よろしく申し上げます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） これで討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は3時40分とします。休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時40分

日程第4 議案第2号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。日程第5 議案もとえ、日程第4、議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う水道関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う水道関係条例の整備に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本町の条例で定める水道料金等について相応の改定を行うものでございます。

主な内容といたしましては、条例で定める水道料金等について消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うもので、改定する額の算出についての基本的な考え方は、現行料金を1.05で割戻した金額に1.08を乗じた料金としております。対象条例は大山町し尿処理施設条例ほか4条例でございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行することといたしているところであります。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（15番 西山 富三郎君） 15番。

○議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 水道事業は課税事業者と言われております。3%上げ

なかったらどのような状況が生じますか。ご説明ください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 西山議員からのご質問でございますけれども、消費税を5%から8%に上げなかったら水道事業でどういうことになるかということなんですけれども、例えば水道料金収入が非課税で1億円あったとします。それで今の段階では5%が消費税ですので、1億500万円が水道料金ということに総額表示の面でいくとなるわけなんですけれども、それが今度は1億800万円というような額が水道料金ということで、税込の水道料金ということになってきます。それで1億800万のうち、800万円が消費税額、預かっておる使用者の皆さんから預かっておる消費税です。それで電気料金とかほかの工事の修繕代とかで消費税を支払うんですけれども、その消費税を支払ったものと、受け取ったものとの消費税を精算してその消費税を税務署に払うということになってきますので、例えば単純で申し訳ないんですけれども500万の消費税から300万円の消費税、800万で300万上げなかったとしたら、単純に企業の財政自体から300万円を出さないけんということになりますので、ぜひとも消費税の改定についてはご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 今、課長が言われた額は実際の額なんですね、消費税の。5%の消費税、それから8%の消費税になった場合の額なんですね。1億500万、1億800万というのはね。はい、わかりました。その小分けはわかりませんか。下水道と上水道、別々の。下水道上水道それぞれ。それは試算していらっしゃらないのか。それが1点目とそれから聞くところによりますと、日南町は公共料金も施設等の公共料金も含めてですが、これについても転嫁をしないということを決めたというふうに聞いております。町の財政のほうから負担をするということだろうと思いますが、あるいは日吉津村におきましては低所得者とか高齢者世帯につきましては、これも転嫁しない、配慮するということ聞いておりますけれども、先ほど私が質問したのとダブりますが、そういうふうなことはないのかで論議されなかったのか、これも町長の判断で一存で決められたのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 2点質問をいただきました。1点についてはたとえであるということですのでよろしくどうぞお願い申し上げます。

それから2点目につきましても先ほどの第1号議案のほうでもご説明を申しあげました。自治体のほうでいろんな考え方があろうかとは思いますが、やはり消費税5%が8%になっていくということに対応して町としては臨んでいくということで基本的な考え方を示させていただき、それぞれの課で検討して提案させていただいているというところであります。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） じゃあたとえなら、実際どれくらいなんですか。消費税分は。それ試算していらっしゃると思うんですけども。消費税分。

○水道課長（白石 貴和君） 水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 先ほども町長のほうからもあったんですけども、例えばということで1億円を非課税だったという場合ということで先ほどはその想定で話をさせてもらったところです。それでその中身の出るほうの試算とかですけどもそれはしておりません。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと、討論があるということであります。まず原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この条例に反対します。消費税については第1号議案と一緒にするので割愛しますが、今回の改正で口径13ミリの加入金は10万8,000円になります。私の記憶に間違いがなければ、旧中山町では3万5,000円だったと思います。それでも議会で安すぎるから、引き上げるべきだという議論を聞いたことがありません。水道は生活の基本の一つです。せめて口径13ミリの加入金をこの際見直し、今後加入を希望される世帯が安心して加入できる料金にすべきだと思いますのでこの条例に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） はい、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 反対の立場で討論いたしますが、この消費税増税のそもそも論から言っても私は反対をすべきだろうというふうに思います。それについては皆さんもご存じだろうとは思いますが、ほんとに景気の回復感、こういうものは大企業にはあるかもしれませんが中小企業あるいは国民のみんなにとっては、私たち国民にはほとんどそういう景気の回復感はないというのをマスコミも報道しております。皆さんも実感してらっしゃるところだろうと思います。ですからデフレ状態は依然として続いている。こういう時にですね、政府や安倍首相の判断だけで4月からの3%の増税を決定するというのは間違っているというふうに思います。そのために国民の生活っていうのはさらに圧迫されるというふうに思いますし、景気もさらに冷え込んでいくのではないかという懸念は強いものがあります。

ですから私たち国民の暮らしも大変になりますし、それから税収が減って財政も落ち込むのではないかとということも予想されます。そういった点からもですねこの消費税増税、そもそもさすべきではないというのが一つの理由として私は挙げたいと思います。

それから2点目としまして例えばですね、この消費税3%の増税によって、試算がいろいろされているわけですが、夫婦と子ども2人の平均的な家庭で年間7万4000円。これは第一生命の経済研究所というところが試算したようですが、それだけ負担増になります。あるいは試算によっては10万円ぐらいになると、年間10万円の負担増になるという試算もあります。賃金はほんとに増えていません。そして年金は年金生活者は減額されて年金も減らされる。その一方で医療費とかあるいは介護保険料とか国保税をはじめ、健康保険料などこれらはもう引き上げられる一方です。国民の負担は増えるばかりであります。こういう時にこういう毎日使用する水道、そして下水道の料金に消費税の増税分を転嫁すれば、さらに町民の家計は圧迫されることになるわけです。

こういう時だからこそ自治体は国の言いなりになって転嫁するのではなくて、こういう私はほんとに国の悪政だと思いますけども、こういう悪政から防波堤になって住民の暮らしを守るそれが地方自治体の本質だろうと思います。ですから、水道料金や下水道料金に消費税増税を3%分を転嫁すべきでないというふうに考えます。

しかも今聞いてみましたら、その3%増でどれだけ増額になるのか、つまり町民の皆さんの負担がどれだけの額になるのか試算もされていないっていうのは、説明責任を果たすということにはならないと思います。じゃあその転嫁しなかったときにその財源はどうするかということがあると思いますけれども、町長は先ほども言われました。口を開けば財政難だと、平成27年には交付金の算定組み換えによって収入が減ってくるとい

うことをおっしゃいますけども、今、大山町には基金をあります。これは貯めとかないけんということをおっしゃいますが、財政調整基金 40 億円以上ありますね。これの一部を多分使えば転嫁しなくてもいいだろうと思います。こういうときだからこそ私は基金を使ってでも転嫁をしない、消費税増額分は町で賄うというふうにするべきではないかというふうに考えます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 3 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 3 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 3 号 大山町開拓専用水道管理条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本町開拓専用水道につきましては、中山地区と名和地区で水道料金が異なっているところであります。大山町水道事業の水道料金につきましては、町民の皆様への同一サービス、同一負担の観点から、平成 29 年 4 月 1 日の全町統一料金に向けて段階的に改定を行っているところでございますが、開拓専用水道も同様の観点から両地区の水道料金の統一化に向けて、今回第 1 回目の改定を行うところでございます。

併せまして、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本町の条例で定める開拓専用水道の水道料金等について相応の改定を行うものでございます。

以上で議案第 3 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 確認いたします。第 1 回目ということなんですけども、今これを改正してですね、まだ較差はどれくらいあるですか。名和と中山と。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、水道課長。
- 議長（野口 俊明君） 白石水道課長。
- 水道課長（白石 貴和君） 西尾議員さんからの較差はどれぐらいあとあるかということでもありますけども、これの条例の中に入れております改正前ということの料金表のほうで上の四角に囲ってありますのが、旧中山町の給水区域の水道使用料です。その次のほうに、ちょっとなくなって次のページになるんですけども合併前の名和町の給水区域というところの料金表をそこに示さしていただいております。これと中山のほうの料金とを比べていただけたらというぐあいに考えるところです。
- 議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありますか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから、議案第 3 号 を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 4 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例についてを議題にします。
- 提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 議案第 4 号 夕陽の丘神田条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。
- 本案は、平成 26 年 4 月 1 日からの消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、条例で定める使用料について相応の改正を行い、併せまして使用料の一部を変更することで適切な管理運営を図るものでございます。
- 主な内容といたしましては、条例で定める使用料につきまして、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものであります。
- また、使用料につきましてはこれまで、指定管理者が条例に定める金額を上限に定め

てまいりましたが、今回公園跡地の整備によりキャンプサイトの機能向上が図られたことに合わせ、野営場について新たな料金を設定するものであります。

また指定管理者から提案を受けまして、各施設の宿泊料につきましても新たな料金の上限を設定をし、提供する宿泊プランに幅を持たせることで、利用者の多様なニーズへの対応を可能にするものでございます。

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日といたしております。

以上で議案第 4 号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（野口 俊明君） 9 番 野口 昌作君。

○議員（9 番 野口 昌作君） これでですね、使用料が宿泊料とかいろんな使用料が値上がりし

○議長（野口 俊明君） 野口議員にマイクのほうを。

○議員（9 番 野口 昌作君） 上がってくるわけですが、この上がってくるということはですね管理者のほうで、自分のほうがこれを上限として料金を決めることができるということから、この料金をですね徴収するかしないかは別問題だとは思いますが、一応管理側の指定申請をされたときは古い料金でですね、改正前の料金で申請をしていると、それはですね全体的な収支の中でではやっぱり町のほうからの管理料金をいくらもらわなければいけないという中からそういう数字が出ているというぐあいに思ったりするところからございまして、それが上がっていくということになりますと会社のほうの管理者のほうの負担金が減ってくるというぐあいになればですね指定管理料こちらのほうが出す管理料というものは減ってくるでないかというぐあいに思ったりしますけれどもその辺のですね見解はどういうぐあいにとらえられているか伺います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございます。

料金改定後、指定管理料がどうなるかということでございまして、議員の御質問の中にもございましたとおり、具体的な料金設定につきましても今後の協議にゆだねられるということになりますので、具体的な数字を申し上げることは現段階では不可能でございます。ただ、議員もご指摘のように今回見直した料金を適用することによりまして増収が図られ、それにより余剰金と言いますが、多く発生する場合、これにつきましても指定管理者と締結をしております年度協定の中で一年間の収支を確認したうえで改め

て指定管理料については契約をし直していく、契約をし直すと言いますか、もともと単年度契約で指定管理料については契約をいたしておりますので、年次協定を締結する段階で前年の収支状況については適切にチェックをしていく必要があるかというふうに考えております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 何点かお聞きしたいと思います。実はですねこの条例につきましては一昨年12月議会で、山香荘の

○議長（野口 俊明君） 米本議員、マイクのほうを。

○議員（6番 米本 隆記君） 山香荘の使用についての条例を定めるときにだいぶ議論したと思うんですが、その時ですね答弁の内容がですね、指定管理者の候補のほうと再三協議した中で指定管理者としては、希望はできるだけ値上げしたくないということで値上げのイメージが悪くなるんで上げたくない、それともう1点ですね、宿泊施設は新築とか改築じゃないんで、そんなに値上げはできないというふうな答弁をもらっておるんですよ。なのに今回は1年もたたない、ワンシーズンしたところでこれだけの大幅な値上げにあったというのはどういった内容だったかということをお聞きしたいのと、この後から副町長の答弁でもあったんですけど、この赤字の原因は宿泊じゃなくて食事のほうで赤字が発生すると、だから宿泊料金については十分これでやっていきますよってということだったんですよ。ですから私としてはその当時でも料金は条例で出すもんじゃないんですから、上げて、そこの指定管理されるほうが料金設定をなさいって言ったのに一年もたたないでこういったことになるっていうのはちょっとどういったものかお聞きしたいのと、最初のページでですね、そのグランドゴルフ場の使用料200円が100円に上がっていますね。町外者だけはね。そこでお聞きしたいんですけど、10円未満は切り捨てるという話があったんですけども1号議案のほうで、100円の場合だったら大体計算したら102円かいくらですよ、上がるのがね。ですから100円で町内は下げているんですが、町外の場合200円だったら205円かいくらになって、10円以下だけ大体下げて200円にならないけんはずなんですけど、1号議案での総務課長が言われた10円単位は切り捨てますよというところの整合が取れてないんじゃないかというふうに思うんですけど、それはどういったことで上がっておられるのかということが二つ目、それとですね、まっ、その二つで。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。まず最初のご質問ででございますが、確かに議員のほうからそういった趣旨の御質問なども、ご提言もいただいていたところでございます。その際に当時の指定管理者に選定されつつあった段階での協議の中でこ

れで頑張ってみたいということで条例改正の際に使用料についてはその従前のおりとさせていただいたのも議員ご指摘のおりであります。なぜということでございましたけれども1シーズン実際に運営をしてみた段階で、当時、前の指定管理者等が運営をしておられましたときの経営資料等を分析をされて判断をされたわけでございますが、実際にご自身の会社で運営をされてみたところ、その判断の前提となる資料等の不備があったのか、経理があいまいだったのかは承知はしておりませんが実際に計算、一年間やってみたものを実績をはじいて分析をしてみると使用料部分でのマイナスがかなり大きな比重を占めていたということでありまして、率直に申し上げて前言撤回になってしまうわけでございますけれども、この料金の適正な見直しという形でのご理解を今回お願いをしたというところであります。

次に10円未満は切り捨てのはずだったということでございます。総務課長が申し上げましたとおり原則はそういった形でございましたが、一部例外がございますと申し上げた例外の一つがこれでございますね、今回料金徴収特に町外者に限ってということなんですけれども、の関係もありまして、わずかな額ではございますけれどももともとかなり低廉な使用料の設定なものですから、決して便乗というわけではございませんけれども少しだけ料金を多目にいただきたいという見直しの部分と御理解いただければと思います。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 6番 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） もう1回聞きたいんですけれども先ほど課長のほうは前回言ったことはちょっと間違っていたということで改めたいということなんですけれども、町長の考えは。一応町長の代わりに課長がしゃべられたと思うんですけれども、それともう1点、これを見直して金額はまだわからない、いくらになるかは一応これを上限にするということはそれでまあいいと思うんですよ、それで。ただ、これがまだいくらになるかわからないということなんですけれども、たしかあの時に山香荘をチュウブさんに指定管理に出すときに何年かで指定管理料を年々押さえてくるということがありましたよね。それに合やすような料金改定はちゃんとされるんですか。その辺のところどうなんですか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、基本協定を締結するために指定管理者候補の皆さんから示された金額のことだと思っておりますけれども、その前提となりますのが従前の条例の使用料を受け続けるという前提での試算値でございます。先ほど別の議員さんへのお答えでも申し上げましたとおり、その前提となる使用料が変わりましたら、その試算結果も当然変化が生じてくるというふう

に考えております。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 現場で検討していることを反映させていただいているということでもあります。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（野口 俊明君） 11 番 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 全協の説明のとき、私も全部聞いてなかったんですけども利用率のことがなかったのかなあというふうに今思いますけども。以前、昨シーズンですけどもグラウンドができてお客が増えたということだったと思うんですけどね、それによって宿泊客も増えたと思うんですけどもそのような把握というか、増えたにもかかわらずやっぱり赤字ということなのかなということ、ちょっと確認します。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまのお尋ねでございますが、前回ですか、前々回の定例会のときに中間で報告をさせていただいたとおり特に日帰りでございますけれども利用者は大幅に増えているところであります。それに伴いまして宿泊者数も前年と比較すること自体が問題なのかもしれませんが、前年に比べますとかなりの量増えているというところはございます。しかしながら先ほども若干触れましたが、原価計算を実際に運営する中で細かく積み上げてみましましたところ実際にかかっている経費のほうが使用料、条例上の使用料を上回っていたということがございまして利用者が増えた割に収益は上がっていないというのが現状でございます。以上です。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 利用者がどれくらい増えたかというのはまだわからん、1 年間やってみなわからんとは思いますが、でもそれにしてもですね、この大幅なアップ、民間で上限を決められたらある程度もうそれあたり、上限ぎりぎりぐらいまで上げるんでないかと私達もそのような気持ちでこの議案は多分みんないけんと私は思ってますけども、だから当然 3,000 大人でいうと 2,310 円が 3,780 円、ま 3,000、5、600 円で納まるんじゃないかなというふうに考えるわけです。そうするとね結構高いですよこれ。都会のほうあるいはよそからくるほうをターゲットにした価格設定なのかも知れんですけどね、もともとは町民の憩い、あるいは町民が利用するというようなことだったと思うんですけども、あまりにもなにか 2 倍、子どもに至っては 2 倍ですよ。それと普通のほうルなんか 1.5 倍なるわけですが、設備はよくなってですね、サッカー場全天

候型、人口芝生の分があつたりいろいろ条件はそろってきて、逆に言うと利用率が上がって、少しの若干のアップもやむを得ないだろう、条件も良くなったということであれば納得もできるでしょうけど、2倍というのはどうなのかと思ったりしますし、周辺施設の比較資料というふうにありますけども、またこれとは違うんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、この料金の上げ方について妥当と思いますか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

この上げ幅が妥当であるかということでございますが、私にその判断を下す申し上げる資格がございませんのでそのあたりについてはご容赦いただきたいんですけども、あくまでも提案理由でも申し上げましたように今回の条例で上限を定めることによって利用者に合わせた料金設定を可能とすると、利用者に応じて例えば手間をかけずに基本的には複数人の同室になるわけですけども雑魚寝でかつ食事も配膳なんかも手伝ってもらふ場合の基本的な宿泊料金、上げ膳据え膳ではございませんけれども、それなりに人手をかけたコストをかけてもお泊りいただける例えば宴会プランのような対応を柔軟にできるようにという趣旨でございますので、その点をご理解いただければということでございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾 寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 私に権限はないということですけども、じゃあどうやってこのような数字を誰が決めたのかという話に戻るわけですけども、それっておかしいじゃないの。よけいどもなんかおかしい気持ちになります。もう一度そのあたり答弁お願いしたいと思いますけども、これについて料金設定がはっきり言ったら高すぎると思うわけです。それと荒っぽいじゃないのという。1号議案見ますとですね、例えば町内町民の利用にあたってはこれぐらいと、いろいろ細かい設定がしてあります。これにはないわけでありまして、いかにも業者の指定管理者の意見を全面に取り入れた、町内のほうが利用しやすいような考えが一切入ってないというふうに思うわけです。それを二つ言いましたけど、2点について最後ですけどお願いします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

まず権限がないということではございませんで、こうやって提案をさせていただいております以上、執行部としての意思表示ご提案をお願いしているところでございますが、この提案が妥当であるかどうかという判断は私ができないという意味でございますのでご理解いただきますようお願いいたします。

それと荒っぽいのではないかということでございます。例えばもつときめ細かに料金設定をするべきじゃないかということでございますが、まさにきめ細かに料金設定を指定管理者と一緒にしていこうということによって上限額を定めさせていただいて、その中で利用者に応じた料金設定、例えばサッカー協会さんが主宰をされます小さい子ども達の合宿とかそういったものについてはこれこれ、それなりに豪華なお食事も含めてゆったりとした待遇を求められる方にはこれこれといったようなことが可能にできるようにということでのお願いでございます。以上です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど課長のほうからも話をさせていただきましたけども、上限の設定ということでございます。あわせてその料金の設定は、今後の利用者の方とあるいは利用料金との関係によっての利用率のことにもつながってこようと思っております。先ほど課長が申しあげましたようにいろいろなニーズに合わせた形の中での対応の中で収益性の改善であったり、考え方、そして同時に利用率を高めていく中での料金設定というようななかで、この上限ということで設定をさせていただいておりますのでどうぞご理解を願いたいと思いますし、当然これを進めていく中で、一年一年状況を把握する中でこの料金の幅の中ですけれどもいろいろなメニューは変わっていくものだろうと思っております。どうぞご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 米本議員が先ほど指摘されましたけれども、昨年ちょうど一年ほど前に料金の条例が改定された際にですね、私もグランドリニューアルに合わせて金額が安すぎるので、引き上げたらどうかという意見も言わせてもらいました。繰り返しになりますけれどもその時は業者の強い意向で据え置いたということだったわけで、一年間一生懸命経営に携われる中で、やはり引き上げがしなければならないということで上げられることに対しては、ある程度やむを得んというか、仕方ないだろうと思うわけですが、それにしてもですね、特にくれハウスの使用料、神田バンガローの使用料、建てられてから約 20 年ちょっとになるかもしれませんね、くれハウスあたりはね、の施設の料金がですね、ここにきていきなり 50%アップだと、特に内装をリニューアルしてですねやるならいざ知らず、もしそのままの料金で 50%料金が上がるとこれまで利用してきておられた数はそんなに多くないかも知れませんが、リピーターのお客さんが一体どう思われるのかなあと。その辺が非常に私は心配に思うんですけれども、料金引き上げにあたってですね、本館もあわせてですけれども何か内装なり、設備なりでですね、今後更新していく予定のものがあるのかどうなのか、その辺ち

よっとご答弁お願いします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。大変古い施設であるというのをご指摘のとおりであります。本館山香荘につきましてはリニューアルを壁、床、カーテンなどあと畳、寝具そういったものをリニューアルを大きくしたというのは皆さんご承知いただいていることと思いますが、これに合わせましてバンガローですとか、くれハウスも必要最小限ではございましたけれども、例えば外の外板というんですか、外板そしてエアコン、冷蔵庫など不調なものについては正常に動作するものへの更新等を必要なメンテナンスは行ってきたところでございます。今後の更新予定ということでございますけれども現段階では建て替え等の全面的なリニューアルといったようなことは具体的に考えておりませんで、機能に支障がないようには、いわゆる必要最小限の快適性を保っていくという前提での修繕維持管理は行っていくことは考えております。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 条例で設定するのはあくまで上限額ということで、そこから安い値段でサービス提供することに関しての縛り、制約というのはそんなにないわけですから、そういう意味では指定管理を受けておられる業者のほうの自由度を増すということでは我々としては理解はするわけですがけれども、一般の利用者のほうからしてみればパンフレット取り寄せて料金見たとき、その値段しか見られない場合が多々あるわけですから、繰り返しになる部分もありますけれども、どうせ料金上げるのであれば少しでもリニューアルしたときに合わせて値上げしておけばなというのはあるわけですがけれどもちょっとタイミングを失ってしまったのが少し残念ではあるんですが、ある程度必要最小限のリニューアルは今年度あるいは昨年度末にしたとはいえますね、少ないですけど、先ほど言いましたリピーターの方もおられます。これまでとは違う高い料金で利用せざるを得ない方もあるかもしれません。せめてもう少し可能な限りですね施設の何か調度品であったり新しくして少しでも前よりは快適に利用できるようになったというところをアピールできるような努力をしていただきたいというふうに思ったりもするんですけれどもそのあたり業者と連携してあるかどうか話し合いの様子について説明を少しお願いします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。ただいまの近藤議員のご提言でございますが、大変ごもっともでございます。実はすでに単に値上げを安易に受け入れるというようなことではなく、あるいは単に値上げに走ることなく、要するに今までのサ

ービスと同等であれば値上げに安易に走るのではなく、これからのサービス向上であったり議員ご提案の快適性の向上であったり、そういったことと一緒に進めていく必要があるとは痛感をいたしております。これからも指定管理者のほうとは緊密なそういった協議の場を頻繁に持ったうえで、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 資料のほうにですけれども指定管理者側が算定した宿泊者一人あたりの素泊まりにおける経費試算というのがありますけれども、この経費試算はですね、どのような運営体制でされたものかというのと、その内訳がわかりましたら、運営体制というのは例えばですけれども、宿泊者がベッドメイキングを自分でしなければいけないのかどうかっていうあたりをお聞かせ願います。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 試算のやり方についてでございますが、4月に指定管理始まりまして、実際には12月まで営業はしておりますけれども11月段階までのそれぞれの経費科目を集計をし、人件費等も含めました上で、宿泊者一人あたりに要した経費を算出といったようなやり方でございます。内容についてであります、町としては詳細に具体的には承知をしておりますが、今年度の運営の方針としましては、いわゆる布団の上げ下げとかそういったものについては宿泊者自らやっただくという前提で対応しているところであります。以上です。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） そうするとなんていうのですかね、ビジネスホテルなんかの素泊まり料金と比べるとかかっている経費っていうのがちょっと多すぎる見込みじゃないのかなあというふうに思うんですけれどもいかかでしょうか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

一般的なビジネスホテル等との比較ということになりますが、やはりいわゆる提供するサービスと施設の状況、そういったものの比較ということになるかと思えます。ご承知のことと思えますが現在、大変厳しい競争にさらされておりますビジネスホテル業界ではですね、そういった面での見えないところでのサービスの切り下げというんでしょうか、いわゆる省力化そういったことに非常に注力をなさっております、現在の価

格を提示をし、いわゆる数で、年間を通じた数で収益を出すというビジネスモデルをなさっております。もちろんそういったやり方を模範とするべきところもあるとは思っておりますけれども、単純にそれだけでは比較できないと思います。このかかった経費これは縮減をするというのは指定管理者さんにはもちろん一定の努力をお願いする必要があるとは感じております。そういったところで単純に高いか安いかということのお答えができないことはご了解いただければと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） これまでの議論に重複すると思っておりますけれども、くれハウス使用料についてお聞きします。くれハウスの呉市民の方の使用料改定前 1 万 6,800 円が改定後は 2 万 5,920 円になるようですけれども、消費税などの税率改定以上に上がるようですが理由を改めてお聞きしたいと思っております。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。くれハウスの使用料でございますがこれはバンガローも同じ考えなんです、一人当たり定員ですけれども、くれハウスは 10 名でございます。一人あたりの基本的な使用料を本館の子どもの使用料と合わせての計算をしてるのが改正案でございます。したがって一人あたりに 2,000 円で計算してあったものが、一人あたりに 3,000 円での計算になったと。で、呉市民は 2 割引きでございますので、その割合で計算をしたものでございますのでご理解いただければと思います。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 記憶に間違いがなければ、あの建物呉の方からの寄贈でなかったかというふうに思いますけれども、そういう経過を踏まれば本当に上げなければならないのかなあというふうに思いますけれども改めてお聞きします。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。基本的な考え方といたしまして今回全般的な基本的な料金の改定とお願いするものでございまして、呉市民の皆さんに対する割引率はそのままでございますということで、ご理解をたまわれればと思います。。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対の討論を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案に反対します。これまでの料金で維持費等が賄えてなかったもので、大幅な値上げになるのは当然だと思いますが、くれハウスについてはこれまでの経過を踏まえれば私自身は据え置いてもかまわないと思いますのでこの議案に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号 を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（野口 俊明君） 日程第7、議案第5号 物品購入契約の締結について（大山町事務用パソコン）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第5号 物品購入契約の締結につきまして（大山町事務用パソコン）ということにつきましての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

この度購入をいたします事務用パソコンは、経年劣化が進み、また基本ソフトのサポートが終了するパソコン170台を更新するものでございまして、1月21日に6業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額1,680万円で、鳥取市寺町50番地NTTビル6階 株式会社 鳥取県情報センター代表取締役 谷口 真澄が落札をし、同日、物品

購入仮契約を締結いたしたところであります。なお、納入期限は平成 26 年 3 月 3 日といたしているところであります。

以上で、議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 先ほど 170 台ということはお聞きしましたけれども、パソコン自体がデスクトップ型なのかノート型なのか、また両方入るのであればそれぞれの台数をお聞きしたいと思います。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 購入するパソコンですけれど、デスクトップ型を購入するようにはしております。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。次の日程に入る前に休憩といたします。再開は 16 時 50 分といたします。休憩します。

午後 4 時 40 分 休憩

午後 4 時 50 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

まもなく 5 時になるわけでありますが、5 時までにはすべての議案審議が終わらない恐れがありますので、本日の会議につきましてはあらかじめ延長したいと思います。終了まで 5 時以降も審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

日程第 8 議案第 6 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 8、議案第 6 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 6 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、ふるさと応援基金事業の増等により、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案をし、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 8 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,296 万 8,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 107 億 6,136 万 8,000 円とするものでございます。

次に、第 1 表を歳入の特徴的なものからご説明申し上げます。

第 70 款寄附金はふるさと納税の増により 290 万円を追加いたしております。第 80 款繰越金は 1,360 万 9,000 円を計上いたしております。

次に歳出補正で増額をいたしております主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

第 10 款総務費は、416 万円の追加で、第 5 項総務管理費の一般管理費で、ふるさと応援基金事業の追加を計上いたしております。第 35 款商工費は 750 万円の追加で、第 5 項商工費の商工振興費で個人用住宅等改善助成委託料を計上いたしております。第 40 款土木費は 380 万円の追加で、第 10 項道路橋梁費の道路新設改良費で町道所子野田線の測量設計委託料を計上いたしているところであります。

次に予算書 3 ページの第 2 表 債務負担行為補正でございますが、地域おこし協力隊事業(第 1 期分)2,400 万円を追加いたしているところであります。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 3 ページ債務負担行為の補正で地域おこし協力隊第 1 期ということで 2,400 万円追加されておりますけれども、町としてはどんな人を希望されてるのかお聞きしたいと思います。

次に概要説明書です。頑張る農地プラン 107 万 1,000 円ですけれども、西部農協が導入するブロッコリーの機械と白ネギ堆肥導入に対する補助とありますけれども、ブロッコリーの機械と白ネギ堆肥導入では理解できませんので、ブロッコリーの何をやる機械なのかと白ネギ堆肥導入のために県と町がどんな補助をするのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 補正の説明につきまして担当よりそれぞれ述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。
- 議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。
- 企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。地域おこし協力隊の件につきまして町としてどのような人材を考えているのかということでございます。この事業につきましては大山町にある資源、農林水産業、文化、伝統、自然、人材、空き家等、いろいろな資源を活用して任務3年後以降には起業を目指す人材ということを考えております。任務の期間中には地域のコミュニティーの再生集落活動地区会議の活動等に支援発展につなげていくことができるという方を考えております。したがって何らかの特技なり、技能知識をお持ちで先ほど言いましたような趣旨に深い関心と熱意を持っておられる方、そういう方を想定して募集していきたいというふうに考えております。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 頑張る地域プランの補助事業の内容についてご説明を申し上げます。まず機械につきましてはブロッコリー等の管理を行うために必要な動力噴霧器ですとかそれから肥料の散布をするトラクターに着けるアタッチメントの購入ということでの計画でございます。これについてはハード事業ですので2分の1補助ということでございます。そのうち全体の事業費の中では町が6分の1、県が3分の1ということでございます。それから白ネギの堆肥の導入に対する補助ということでございます。これにつきましては頑張る地域プランの中でブロッコリーねぎ等の栽培において堆肥を使っていこうという計画をしておられますけれども、実際に堆肥の効果の実証を図るということで今回取り組まれるということですので、今回の予算については堆肥実費に係るものの補助で、これはソフト事業という位置づけで3分の2で補助ということで実施をする予定でございます。以上です。
- 議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。
- 議長（野口 俊明君） 15番 西山 富三郎君。
- 議員（15番 西山 富三郎君） 4ページ、個人用住宅等改善助成事業 750万円が挙がっておりますが、説明によりますと平成25年度で終了する事業駆け込み需要に対応するため12月につき補正を行う。駆け込み需要とかですね、このような表現はおかしいと思います。商工会の方、職人さんがですね、やっぱり仕事がないから仕事が欲しいということと、また、住宅がですね改善されればそこの方も気持ちがいいでしょうし、なぜ商工会の方達の要望があるのにですね終わろうとするんですか。750万の根拠はどこですか。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。まず、なぜ終了するのかというお尋ねでございます。本制度は議員さんが言われましたとおり、町内の商工事業者の皆さん特に零細な事業者の皆さんに実際にお金が回るということを目的として、創設をいたしました。記憶にまだ新しいところでございますが、正月豪雪の大被害があった直後にこの制度を創設したところでございます。当初2年間の予定でこの事業を行うことといたしておりましたけれども、町内での利用が予想以上に多く、しかも経済効果も大きいということで商工事業者の皆さんをはじめとして多くの皆さんから強い継続要望が出されたため1年間期間を延長して取り組んだところでございます。3年目になりますので、制度の今後について検討をさせていただき議会の皆さんにもご相談をさせていただいたうえで、現行の制度は今年度で終了すると、そして受け付けは12月の末までを受付期間とするということを広報いたしました関係で、表現が適切でなかったかもしれませんが12月の後半になりまして通常の3倍以上の申請が出てまいりました。そういったことで今回追加で補正をお願いするということでございます。ちなみに昨年度は年間で660件程度の交付実績金額にいたしますと予算額で約4,000万円でございますが、今年度は780件程度、そして今回補正をお願いして部分を含めると予算額で4700万円程度ということになっておりまして、そのかなりの部分が12月に集中をしたというところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（野口 俊明君） 西山 富三郎君。

○議員（15番 西山 富三郎君） 数字的にはそのようになるかと思いますが、まだまだ町民の方は続けて欲しいという気持ちがたくさんあると思いますよ。私いろいろな人に出会ってどうなってますかと聞かれます。町長、これはこれとしてまた新年度からでも町民の快適な安心安全な居住環境をつくるためにも再考されたらどうですか。

○議長（野口 俊明君） 町長、答弁があるなら。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 3月の議会も近づいておりますので、少しだけお答えをと思っております。先ほど現在の取り組んでおりました事業につきましては、この年度を一つの区切りということで話をさせていただきました。その中で今後のことについてでありますけれどもいろいろな商工会の方からのお声をいただいたりということ、あるいはまた4月から消費税8%がスタートするというようなこと、そうしたようなことを考えながら、今、検討しているという段階であります。内容について検証して、あるいは内容を精査して同じ内容ということにならないと思っておりますけれども、そうしたことを踏まえ

て3月議会には予算的なことを含めて提案をさせていただくような思いで今、気持ちとしてはおるところであります。また議会の皆さんのほうの色々なご意見もいただくことになろうと思いますが、そうした思いで今いるということで閉じさせていただきたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 岩井 美保子君。

○議員（13番 岩井 美保子君） 一点だけお願いいたします。4ページです。農林水産業の中の新規就農者総合支援事業補助金というのが525万減額がしてあります。詳しく説明をお願いいたします。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） お答えをいたします。当初予算では9名分150万かける9名分の当初予算を計上をしておりました。実際に受給できる方が5.5人分、お一人は半年分ということでしたので、5.5人分ということで、ほぼこれが確定ということになりましたので、残りまして3.5人分の費用を今回減額をさしていただきました。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成26年第1回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後5時5分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 西山 富三郎

署名議員 加藤 紀之